

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の背景と趣旨

わが国においては、障がいのある方の自己決定や選択を尊重した利用者本位のサービス提供がなされるよう、「支援費制度」が平成15年度から導入されることとなりましたが、「支援費制度」は精神障がいのある方を対象としていないことや、支援の必要度を判定する客観的な基準がないこと、また、支給決定の過程が不透明であることなどから制度全般が見直され、平成17年に「障害者自立支援法」が公布、翌年4月から施行されることとなりました。

その後、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえ、地域社会における共生の実現や障がい福祉サービスの充実を図り、障がいのある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援し、新たな障がい保健福祉施策を講ずるべく「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」へと改正され、「障害者」の定義に難病等が追加されることとなりました。

また、平成25年6月には「障害者差別解消法」が制定されたほか、翌年2月には「障害者の権利に関する条約」を批准するなど、障がいに基づくあらゆる差別を禁止し、障がいのある方の身体的自由や表現の自由などの権利及び教育や労働などの権利の実現にむけた取り組みがより一層強化されることとなりました。

さらに、平成28年6月には「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正が行われたほか、同年8月には障がいのある方自らが望む地域で暮らすことができるよう生活支援と就労支援の充実や、障がいのある子どもへの多様化するニーズに対応するため、発達障害者支援法の改正が行われ、発達障がい者支援の一層の充実が図られてきました。

このような背景を踏まえ、平成30年度から令和2年度までの3年間を計画期間として平成30年3月に策定された「小平町障がい福祉計画（第5期）」が終了することから、令和3年度から令和5年度末に向けて、障害者基本法に基づく「小平町障がい者計画」、障害者総合支援法に基づく「小平町障がい福祉計画（第6期）」、児童福祉法に基づく「小平町障がい児福祉計画（第2期）」を一体的に策定するものです。

地域で共に生き生きと豊かに暮らしていける社会の実現を目指すために、当町において取り組むべき種々の課題を明らかにし、計画的に施策を推進していくために、住民のニーズに対応した福祉施策の基本的・総合的な方向を示す指針として本計画を位置付けます。

第2節 「障がい者」の定義

「障害者基本法」においては、障がいのある方を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しています。

■ 身体障がいのある児童（身体障がい児）

「児童福祉法」において、「身体に障がいのある児童」という語を用いており、身体障がい児はその略称です。「身体障害者福祉法」に規定する障がい、①視覚、②聴覚又は平衡機能、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、その他政令で定める障がいで、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの等の障がいがある18歳未満の方をいいます。

■ 身体障がいのある方（身体障がい者）

「身体障害者福祉法」において、①視覚、②聴覚又は平衡機能、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、その他政令で定める障がいで、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの等の障がいがある18歳以上の方であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた方をいいます。

■ 知的障がいのある方（知的障がい者（児））

法的に定義づけられていませんが、厚生労働省が平成12年に実施した知的障がい児（者）基礎調査では、「知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義されています。

■ 精神障がいのある方（精神障がい者）

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」において、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又は依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する方をいいます。

■ 難病患者

「難病対策要綱」において、①原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病のある方をいいます。

■ 発達障がいのある方

「発達障害者支援法」において、発達障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で、通常低年齢で発現する障害）がある者であって、発達障害及び社会的障壁により日常生活または社会生活に制限を受ける人と定義されています。

第3節 計画の位置づけと計画期間

1 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。「障がい者計画」が障がいのある方のための施策に関する基本的計画であるのに対して、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供に関する具体的な見込み量やサービス確保のための方策を示す実施計画となります。

【障害者基本法 第11条第3項】

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

【障害者総合支援法 第88条】

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

【児童福祉法 第33条の20】

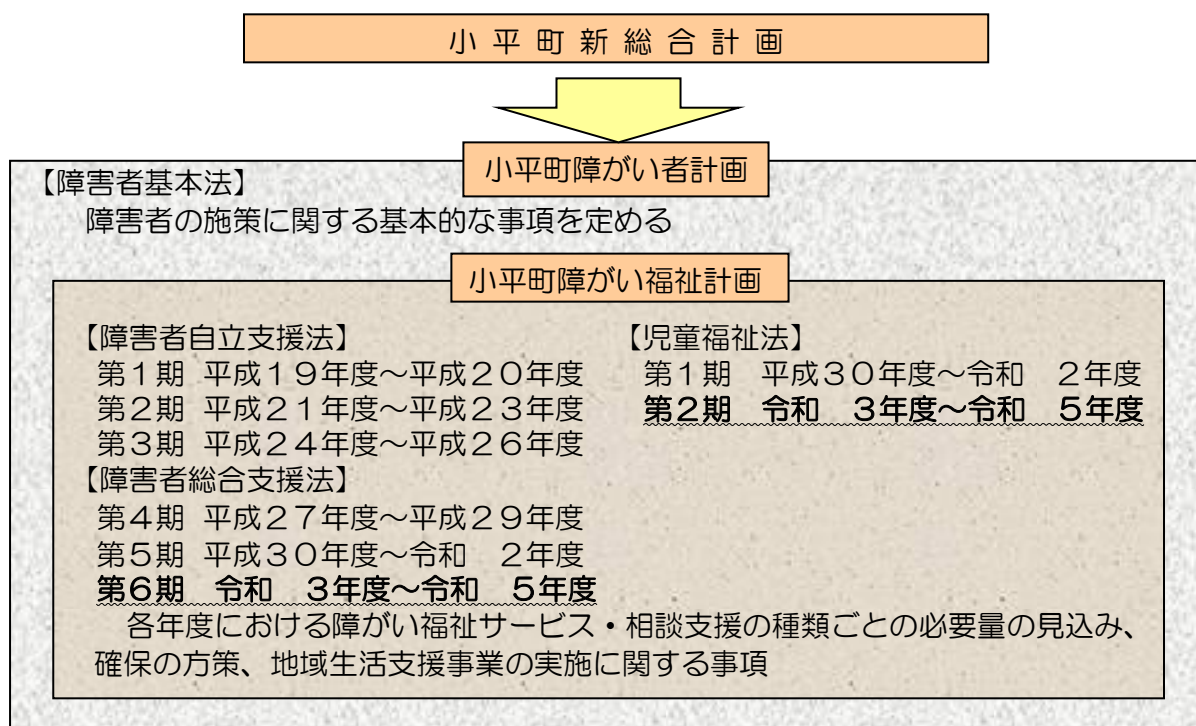
市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 計画期間

この計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

なお、国の障がい者施策に動向や社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

【障がい者計画と障がい福祉計画との位置づけ】



第4節 計画の理念

当町において、障がいのある方の社会参加と自立を考えると、自己決定できるような生活をめざし、それを推進し援助することが必要です。

一方、障がいのある方の生活については、日常生活における質的向上や、一人の町民として自立や社会参加への意識が強まっている中で、住み慣れた地域で自分らしく充実した人生を過ごすことが重視されています。そのためには、障がいのある方に対して、公的な支援のみでなく、地域社会で支え合うことが重要であり、地域での助け合いと公的な支援を両輪とした、誰もが生きがいを持って暮らしていける地域社会の構築をめざすことが必要です。

誰もが住み慣れた地域や家庭でともに生活ができるような社会を築いていくという「ノーマライゼーション」の理念と、障がい者の持つ能力を最大限に発揮させ全人間的な復権をめざすという「リハビリテーション」の理念の2つの基本理念を踏まえ、本計画は、次の4つの項目（目標）を基本的視点として推進します。

1. 障がいのある方が自然体で暮らせるまち

社会を構成するすべての方は、障がいを持った方も持たない方も、社会の構成員のひとりとして基本的人権を有します。当町では、障がい者問題は社会を構成する方々すべての問題であるとの立場に立ち、その理解の促進に努めることですべての方が自然体で暮らせるまちを目指します。

2. 障がいのある方の主体性・自主性を尊重するまち

障がいを持った方自身も社会を構成する個人としての権利と責任を自覚し、社会の構成員としての役割を担い、積極的に社会参加のできるまちをめざします。また、そのために障がいを持った人自身が、主体性・自主性を持って社会活動へ積極的に参加できるように幅広い支援を行い、それに伴うクオリティ・オブ・ライフ（生活の質）の向上を推進します。

3. すべての方にやさしいまち

障がいを持った方が住みやすいと感じる、やさしい社会をつくることは、すべての人々が住みやすい社会をつくることでもあります。心の障壁をはじめ、障がいのある方々が日常生活や社会生活を送るうえで障壁となる「社会的障壁」を除去し、すべての方々にやさしいまちをめざします。

4. 障がいのある方と地域・職場・行政が協働するまち

障がいを持った方自身の社会参加や社会貢献は、障がい者への理解を深めるためにも重要であり、同時にその実現のためには地域住民、企業などの理解と連携が必要となります。また、このような状況を実現するための対策には、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境等幅広い分野の連携が必要不可欠であることから、障がいを持った方と地域・職場・行政が協働するまちをめざします。

第5節 計画の基本目標

基本目標1. 健康と生きがいづくり

いつまでも健康で明るく暮らしたいという思いは、すべての方々が抱いているものです。そのためには、障がいの発生を未然に防ぐ体制づくりと、何らかの要因で発生した障がいにおいても早期に発見し、その治療を行い、そして安心して機能の回復を図れるよう対応できる支援体制が確立していれば、発生した障がいに対する様々な不安要因を軽減することも可能になります。そのためにも、胎生期から高齢期に至るすべての住民の健康に対する配慮を常に支援するため、各種健康診査体制と相談体制を充実することが必要です。

また、日常生活に生きがいをもって過ごすためには、様々な交流を通してのふれあいも大切です。しかし、現状として障がいを持った方が気軽に参加できる場は決して多いとは言えません。今後、すべての方が分け隔てなく学術や文化芸術などの生涯学習やスポーツ・レクリエーションなどの社会活動に、自主的・主体的に参加できるよう環境づくりに努めることが必要です。

基本目標2. 自立して生活できるまちづくり

基本的な人権を持つひとりの人間として、障がいのある方自身の主体性・自立性を確保し、社会活動へ積極的に参加していくことを促すと同時に、その能力が十分に発揮できるような支援の推進に努めることが求められています。

当町は、障がいのある方が住み慣れた地域において、自立し、主体性を持って生きていけるよう、自立に向けての能力づくり、まちづくりを支援していきます。

そのためには、早期に障がいを発見し、医療、療育、日常生活訓練、機能訓練、職業訓練等、ライフステージにおいて障がいの状況や障がい者の個性に応じた対応ができるよう、多様な自立支援サービスを提供していくことが必要です。そして障がいのある方本人の自立活動や、家族が障がいのある方の自立に向けて行う活動を支援していくことも重要です。

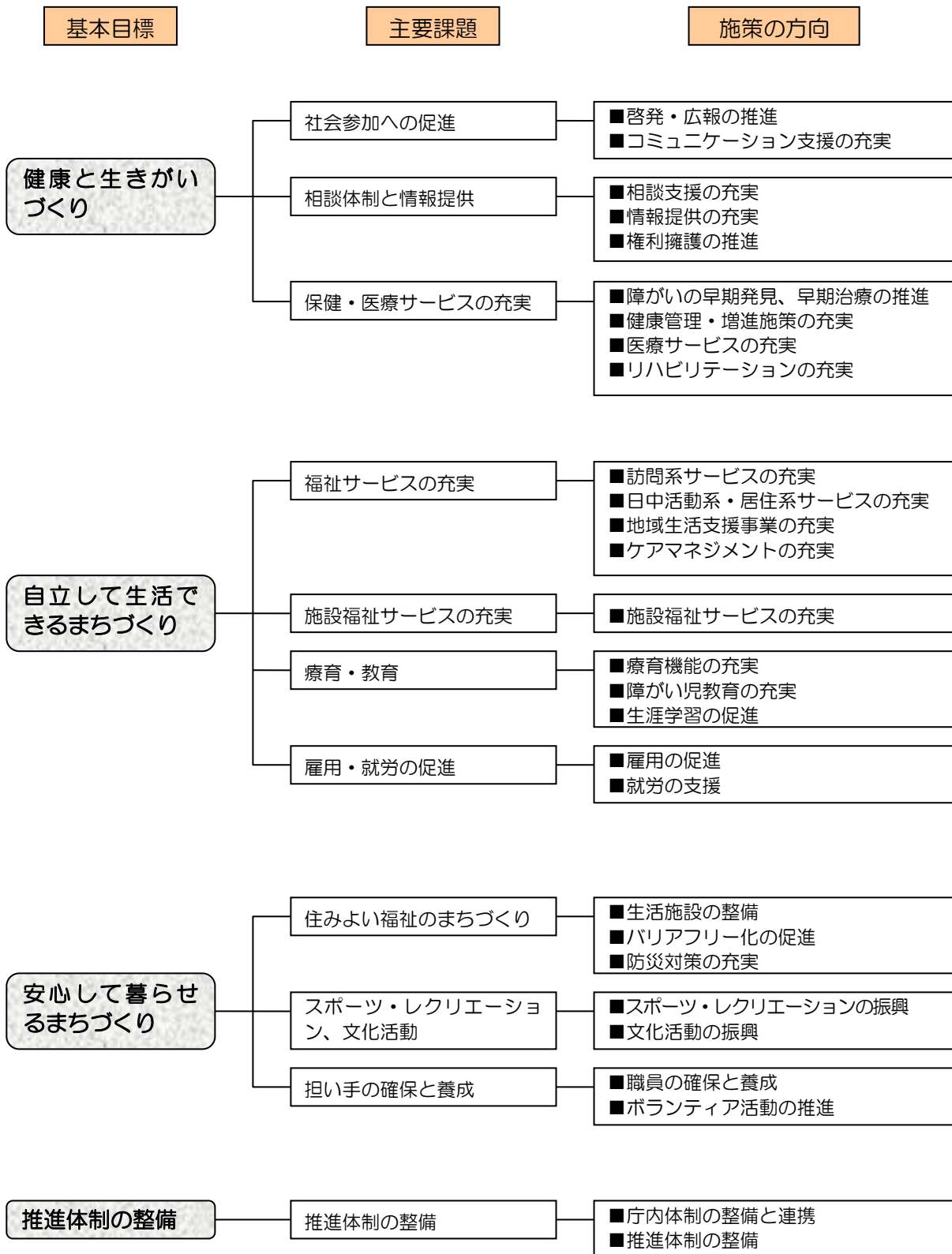
また、地域生活において必要なサービスの選択や生活設計を適切に行えるためには、相談体制や情報提供体制を充実し、障がいのある方の自己決定を支援していくことが必要です。

基本目標3. 安心して暮らせるまちづくり

ノーマライゼーションの理念を実現し、障がいをもつ方が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らしていくためには、日常生活への継続的な支援を行うことが大切です。そのためには、一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかなサービスを提供するとともに、サービス基盤を整備していくことが必要です。

また、生活全般にかかわる様々な問題について気軽に相談を受け、的確に応えられる体制づくりや、利用制度のもとで障がいのある方がサービスを適切に利用できるための情報提供が、今後さらに重要になります。

第6節 施策の体系



第2章 小平町の障がい者の現状

第1節 人口の推移

令和元年度末（R2.3.31 現在）の住民基本台帳における当町の人口総数は、3,071人で平成21年度末の人口に比べ696人（約20%）の減少となっています。また、平均世帯人員においても平成21年度末の2.13人に比べ減少しており、単身世帯の増加や世帯の核家族化が今以上に進むことが予想されます。

年齢3区分別の人口推移をみると、図1-2に示すとおり、人口に占める65歳以上の高齢者の割合が増加傾向にある反面、0歳から64歳の人口は著しい減少傾向にあり、まさに少子高齢化現象が顕著な状況となっております。

表1-1 人口の推移

区 分	平成21年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総人口	3,767人	3,234人	3,182人	3,147人	3,071人
男	1,806人	1,531人	1,518人	1,502人	1,456人
女	1,961人	1,703人	1,664人	1,645人	1,615人
世帯数	1,767世帯	1,638世帯	1,636世帯	1,636世帯	1,622世帯
平均世帯人員	2.13人	1.97人	1.94人	1.92人	1.89人

（住民基本台帳）（注：データは各年度3月31日現在）

図1-2 年齢3区分別人口推移

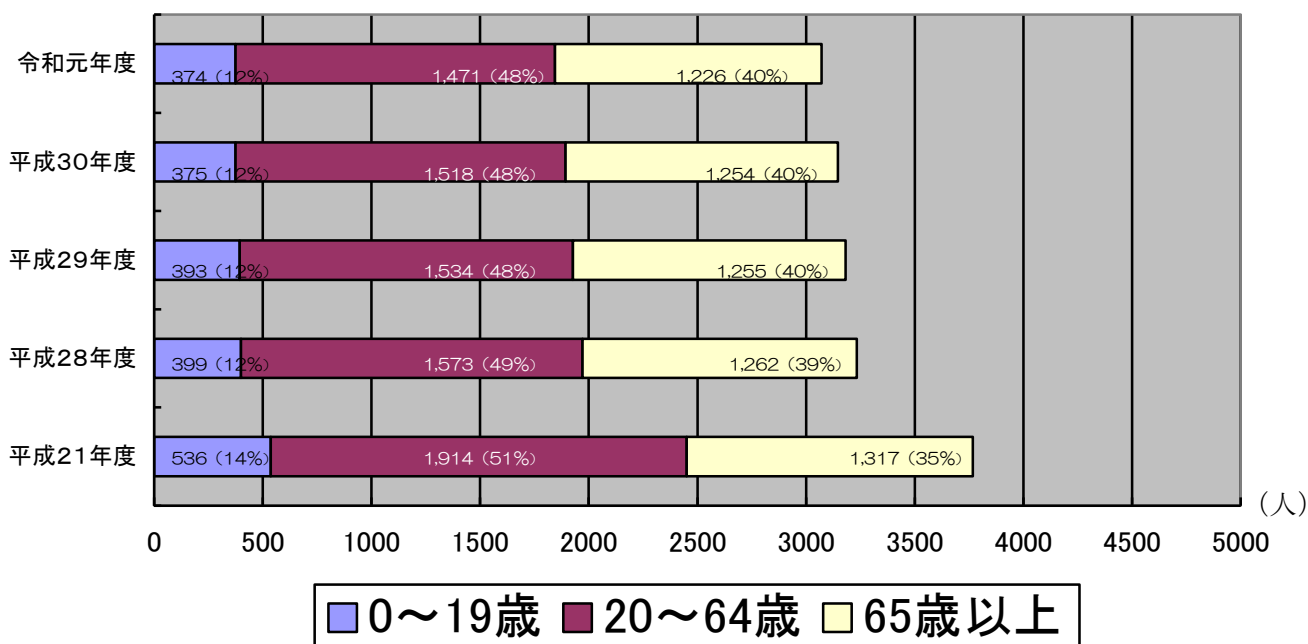


表1-3 年齢別人口

(単位：人)

年 年齢	平成21年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
0～4歳	109	95	92	88	82
5～9歳	122	83	93	96	101
10～14歳	133	108	103	95	88
15～19歳	172	113	105	96	103
20～24歳	107	110	100	115	112
25～29歳	157	89	95	116	116
30～34歳	175	149	147	121	120
35～39歳	233	144	143	159	152
40～44歳	198	204	180	162	157
45～49歳	221	210	209	214	201
50～54歳	237	192	204	188	196
55～59歳	294	204	201	204	203
60～64歳	292	271	255	239	214
65～69歳	304	270	271	275	266
70～74歳	303	263	253	245	235
75～79歳	279	282	275	260	248
80～84歳	222	208	206	216	226
85歳以上	209	239	250	258	251
計	3,767	3,234	3,182	3,147	3,071

(住民基本台帳)

第2節 障がい者等の現状

1. 身体障がい者

身体障害者手帳所持者数は、表 2-1 に示すとおり令和元年度には 189 人であり、総人口 3,071 人のうち約 6.2%となっております。

表 2-1 身体障害者手帳所持者数

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総人口	3,182 人	3,147 人	3,071 人
身体障がい児・者	206 人	198 人	189 人
身体障がい児（18歳未満）	0 人	1 人	1 人
身体障がい者（18歳以上）	206 人	197 人	188 人

（保健福祉課）

表 2-2 身体障がい者の障害種類別人数

区 分	平成29年度	身体障がい者における割合 (%)	平成30年度	身体障がい者における割合 (%)	令和元年度	身体障がい者における割合 (%)
視覚障害	10 人	4.9%	12 人	6.0%	10 人	5.3%
聴覚平衡機能障害	12 人	5.8%	15 人	7.6%	15 人	8.0%
音声言語機能障害	0 人	0.0%	1 人	0.5%	1 人	0.5%
肢体不自由	137 人	66.5%	123 人	62.1%	114 人	60.3%
心臓・呼吸器機能障害	33 人	16.0%	34 人	17.2%	34 人	18.0%
じん臓・肝臓機能障害	11 人	5.3%	11 人	5.6%	11 人	5.8%
ぼうこう・直腸・小腸機能障害	3 人	1.5%	2 人	1.0%	4 人	2.1%
計	206 人		198 人		189 人	

（保健福祉課）

表 2-3 身体障害者手帳の等級別人数

区 分	平成29年度	身体障がい者における割合 (%)	平成30年度	身体障がい者における割合 (%)	令和元年度	身体障がい者における割合 (%)
1 級	63 人	30.6%	56 人	28.3%	56 人	29.6%
2 級	28 人	13.6%	27 人	13.6%	27 人	14.3%
3 級	41 人	19.9%	44 人	22.2%	41 人	21.7%
4 級	53 人	25.7%	48 人	24.2%	44 人	23.3%
5 級	11 人	5.3%	12 人	6.1%	11 人	5.8%
6 級	10 人	4.9%	11 人	5.6%	10 人	5.3%
計	206 人		198 人		189 人	

（保健福祉課）

2.知的障がい者

療育手帳の交付者数は、表 2-4 に示すとおり令和元年度は 47 人です。

障がいの程度別では、表 2-5 に示すとおり A 判定（重度・最重度）25 人、B 判定（軽度・中度）26 人となっています。また、当町の関連施設等の状況は、表 2-6 のとおりです。

表 2-4 療育手帳交付者数

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度
総人口		3,182 人	3,147 人	3,071 人
知的障がい児・者		49 人	49 人	51 人
	知的障がい児（18 歳未満）	3 人	3 人	4 人
	知的障がい者（18 歳以上）	46 人	46 人	47 人

（留萌振興局）

表 2-5 療育手帳の程度別年齢別人数

区 分		平成29年度	知的障がい者における割合 (%)	平成30年度	知的障がい者における割合 (%)	令和元年度	知的障がい者における割合 (%)
A 判定	18 歳未満	0 人	0.0%	0 人	0.0%	1 人	2.0%
	18 歳以上	24 人	49.0%	24 人	49.0%	24 人	47.0%
B 判定	18 歳未満	3 人	6.1%	3 人	6.1%	3 人	5.9%
	18 歳以上	22 人	44.9%	22 人	44.9%	23 人	45.1%
計		49 人		49 人		51 人	

（留萌振興局）

表 2-6 知的障がい者関連等の状況

区 分	入所	通所	短期入所	入居
障がい者支援施設 おにしか更生園	59 人	75 人	2 人	
障害福祉サービス事業所 ほっぷすてっぷ		35 人		
地域生活支援事業 あととり（GH・CH）				39 人
北海道小平高等養護学校		88 人		

※数値は定員

（保健福祉課）

3.精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、表 2-7 に示すとおり令和元年度は9人です。

表 2-7 精神障害者保健福祉手帳所持者数

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総人口	3,182人	3,147人	3,071人
精神障がい児・者	9人	8人	9人
精神障がい児（18歳未満）	0人	0人	0人
精神障がい者（18歳以上）	9人	8人	9人

（留萌振興局）

第3節 障がい者福祉施策の概要

1. 公的サービス提供の状況

1) 障害福祉サービス利用者の状況

障害福祉サービス利用者については、表 3-1 のとおりとなっています。

表 3-1 障害福祉サービス利用者の状況 (単位：人)

サービスの種類		支給決定者数(人)	
		平成30年度	令和元年度
訪問系	居宅介護	4	4
	重度訪問介護	0	0
	同行援護	0	0
	行動援護	0	0
	重度障害者等包括支援	0	0
日中活動系	療養介護	0	0
	生活介護	12	13
	自立訓練(機能訓練)	0	0
	自立訓練(生活訓練)	0	0
	宿泊型自立訓練	0	0
	就労移行支援	0	0
	就労継続支援(A型)	0	0
	就労継続支援(B型)	25	23
	就労定着支援	0	0
	短期入所	1	0
居住系	共同生活介護(ケアホーム)	0	0
	施設入所支援	10	11
	共同生活援助(グループホーム)	10	11
地域相談支援	計画相談支援	39	38
	地域移行支援	0	0
	地域定着支援	0	0
障害児通所支援	児童発達支援	6	4
	医療型児童発達支援	0	0
	放課後等デイサービス	5	10
	保育所等訪問支援	0	0

2) 補装具の支給状況

身体障害者手帳交付者を対象に、身体上の障がいを補うための補装具の支給が受けられます。

表 3-2 補装具の支給状況

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年間利用延べ件数	3 件	6 件	4 件
年間支給額	417,753 円	342,748 円	183,143 円

3) 日常生活用具の給付状況

重度身体障がい者及び重度障がい児・者を対象に、日常生活用具の給付又は住宅改修費の給付が受けられます。

表 3-3 日常生活用具の給付状況

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年間利用延べ件数	39 件	43 件	67 件
年間給付額	358,358 円	512,090 円	801,935 円

4) 自立支援医療（更生医療・育成医療）の給付状況

18 歳以上の身体障がい者（更生医療）、18 歳未満の身体障がい児（育成医療）を対象に、日常生活をいていくうえで必要な障がいを軽減、改善したり、日常生活能力等を回復させたりする医療を行う医療費の一部を助成するものです。

表 3-4 更生医療受給者数

区 分	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	育成 医療	更生 医療	育成 医療	更生 医療	育成 医療	更生 医療
視覚障害	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
聴覚・平衡機能障害	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
音声・言語・そしゃく機能障害	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
肢体不自由	0 件	2 件	0 件	0 件	0 件	1 件
心臓障害	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
じん臓・肝臓障害	0 件	14 件	0 件	13 件	0 件	12 件
その他	1 件	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件
合 計	1 件	16 件	1 件	13 件	0 件	13 件

5) 進行性筋萎縮症者療養等給付

身体障害者手帳を所持し治療等に特に長期間を要する 18 歳以上の進行性筋萎縮症者（筋ジストロフィー一症）が、独立行政法人国立病院機構に入院し、必要な治療、訓練及び生活指導などが受けられます。

表 3-5 進行性筋萎縮症者療養等給付実績

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受給者数	0人	0人	0人
給付額	0円	0円	0円

6) 重度心身障がい者（児）の医療費助成

身体障がい者及び知的障がい者の健康の保持増進に寄与し、障がい者福祉向上のために健康保険法に定める医療費の自己負担分の一部を助成するものです。

また、重度の障がいのある高齢者が、後期高齢者医療制度による医療を受けたときに負担する一部負担金の一部を助成するものです。

表 3-6 医療費助成実績

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度
重 度 (北海道制度)	受給者数	150人	151人	147人
	年間受診者件数	2,769件	2,679件	2,690件
	助成額	10,241,033円	8,910,657円	8,709,020円

7) 小平町障害者施設通所交通費給付費

在宅で生活する障がいのある方に対し、養護者負担の軽減と福祉の増進を図るため、生活能力又は就労能力向上のための訓練を行う施設に通所する際の交通費を給付する制度です。

表 3-7 小平町障害者施設通所交通費給付実績

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数	7人	9人	7人
年間助成額	637,820円	640,200円	577,520円

8) 自立支援医療費制度（精神障害者通院医療費公費負担制度）

精神科の病院等で通院治療を受けている場合に、医療費の自己負担を軽減する制度です。

表 3-8 精神障害者通院医療費公費負担制度の実績

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受給者数	43人	45人	47人

(留萌振興局)

2.人的資源の状況

1) 民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員

障がい者の更生援護に関する相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、福祉事務所等関係機関の業務に対する協力、地域活動を推進しています

表 3-9 民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員の定数

区 分	民生委員・児童委員	身体障害者相談員	知的障害者相談員
定数	14人	1人	1人

(保健福祉課)

第3章 各種施策の課題・目標と具体的な方策

第1節 社会参加への促進

すべての方が個人として人権を尊重され、社会の一員として社会参加・参画の権利を平等に有しています。しかし、障がいのある方を取り巻く社会環境においては、交通機関、建築物等における物理的な障壁、資格制限等による制度的な障壁、点字や手話サービス等の欠如等による文化・情報面での障壁、障がいのある方を庇護すべき存在としてとらえる等の意識上の障壁があります。これらの社会的障壁により様々な権利を制約され社会的に不利な立場におかれ、生活などに不便さを感じている場合が多いことも否定できません。

すべての方が、ともに幸せに暮らしていくことを「あたりまえ」にしなければなりません。ノーマライゼーションの理念の浸透を図ることにより、すべての方にとってバリア（障壁）のない社会をつくることができると考えます。

障がいのある方に開かれた地域社会を実現するためには、多くの人が障がいのある方の実状を理解し、障がいのある方が直面している問題を自分の問題として考えることが必要です。障がいのある方自身の社会参加への意識の高揚を図るとともに、すべての方が参加しやすい環境づくりを推進するため、必要な障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業等のサービス提供体制づくりを進めます。

1.啓発・広報の推進

障がいのある方の自立と社会参加を進めていくためには、町民の一人ひとりが障がいのある方の問題について意識の高揚と正しい理解が必要です。

障がいのある方に対する理解と認識を深めるため、ノーマライゼーションの理念の普及や各種行事等を行い、町民への啓発・広報の推進に努めます。また、今後も様々な福祉団体等との話し合いの場を設けながら、住みよいまちづくりに向け、広報「おびら」を活用した広報活動を推進するとともに、福祉サービスのPRに努めます。

2.コミュニケーション支援の充実

障がいのある方に対する制度やサービスは、複雑かつ情報の収集が困難であったりします。このため、障がいの種類や状態に応じた的確な情報提供や相談、助言ができるような体制の整備が必要です。特に、視覚に障がいのある方、聴覚に障がいのある方などに対しては点訳、手話通訳サービスの利用促進などを図っていくことが必要です。

「地域生活支援事業」において、意志の疎通を図ることに支障がある、聴覚に障がいのある方への手話通訳者や要約筆記者の派遣事業「コミュニケーション支援事業」を実施しております。

第2節 相談体制・啓発の充実と権利擁護の推進

障がいのある方やその家族が日常生活していくのに必要な情報や支援、要望について、障がいのある方が気軽に相談できる体制が必要です。障がいのある方が日常生活の中で抱えている諸問題は、年齢、障がいの内容、程度等により異なってきます。「障害者総合支援法」に基づき平成25年4月からは、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病のある方に対する相談支援については、町が実施主体となり、総合的な相談支援体制のための要綱を整備しました。

適切なサービスを提供するためには、相談体制の充実と的確な情報提供に努める必要があります。

当町には現在、身体障害者相談員1名と知的障害者相談員1名が道知事及び町より委嘱を受け、地域における身近な相談員として活動しています。

1.相談支援の充実

障がいのある方にきめ細かいサービスを提供していくためには、施策などの実施を包括的に支え、支援する推進体制が不可欠です。

「障害者総合支援法」に基づき、市町村義務事業として「地域生活支援事業実施要綱」を定め、相談支援を実施しております。

また、地域の民生委員や障害者相談員が相談や生活指導等を行っていますが、障害者相談員については知られていない面も多いため、今後とも更に啓発を図っていく必要があります。

2.情報提供の充実

障がいのある方が社会の構成員として、一人ひとりの人格と個性が尊重され、あたりまえに暮らすことができるよう、関係機関等と連携し、障がいのある方に関する理解を深めるための啓発の充実を図ります。

また、障がいのある方に関する各種情報を広報「おびら」に掲載し啓発するとともに、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員等と連携を密にして、個々の実情にあった情報を提供します。

3.権利擁護の推進

「障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成24年10月1日施行）に基づき、虐待の防止や虐待を発見したときの通報義務等の広報啓発を行います。

また、障がいある方に対する虐待や差別、日常生活から発生する暮らしづらさの解消を図るため、留萌南部地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の確保や権利擁護などの取組を推進するとともに、障がいのある方に対する必要かつ合理的配慮の提供について広報啓発を行います。

さらに、障がいのある方で判断能力の不十分な人の財産の管理等を行えるよう、成年後見制度の周知と利用促進を図ります。

第3節 保健・医療サービスの充実

「健康に過ごしたい」、それは住民すべての共通する願いであると考えます。特に、障がいのある方の中には引き続き治療や訓練を受けながら生活している方や、在宅で保健・医療の面での援助を必要としている方なども多く、こうしたニーズに対応した保健・医療サービスを充実させることは、健康を保持し増進させるという「障がい福祉」を推進していく上で重要なことです。そのために、障がいの早期発見・早期治療を行うことはその予防の軽減を図っていく上で重要であり、乳幼児及び成人に対する健康診査、健康教育を充実させ、発達遅滞児においては家庭訪問や療育関係機関との連携を通じ、子育て支援をさらに推進していくことが大切と考えます。

1.障がいの早期発見・早期治療の充実

健康を保持・増進するとともに、障がいの早期発見・早期治療を推進するため、乳幼児期を中心とした健康診査や保健指導・相談事業を実施しています。安心して出産するために妊婦健康診査等を公費負担し、経済的負担を軽減しています。その健康診査の結果、生活指導が必要な場合は、医療機関より連絡があり必要に応じ保健指導を実施することになっています。また、安心して出産できるよう母子手帳交付時などに、いつでも相談が受けられるよう、随時相談対応を行っています。

乳幼児期においては、心身の発達遅滞、疾病の早期発見等を目的に各種乳幼児健診を実施し、障がいや疾病の疑いのある乳幼児に対して精密検査受診票を交付し、早期に適切な治療及び療育機関につなげていきます。

2.健康管理・増進施策の充実

町民が健康でいきいきとした生活が送れるよう、各ライフステージに応じて心と身体の健康づくり事業を実施しています。その中でも、死因の多くを占める生活習慣病対策を重点として、健康診査・健康相談・食生活改善事業等を実施しています。生活習慣病の予防、あるいは病気になっても重くならない等、いつまでも元気で長生きできるようより多くの町民の健康観を確立するために、様々な工夫と検討をしています。より多くの町民の方々の参加を得るために様々な工夫を行うとともに、参加できない町民の方や何らかの健康不安を抱えている障がい者の方に対し、訪問指導事業を強化し、きめ細やかな健康増進活動を推進します。

3.医療サービスの充実

市内各医療機関や近隣医療機関との連携による地域医療体制の充実に努めます。

医療費助成制度については、現在18歳までの乳幼児医療費、重度障がい者への重度心身障害者医療費、ひとり親家庭等医療費の助成を実施しており、安心して医療が受けられるよう受診しやすい環境を整備していきます。また、更生医療や育成医療、難病の方への医療費助成制度等の周知を図り、制度の利用促進を図ります。

4.リハビリテーションの充実

リハビリテーションは、単に障がいのある方の運動機能の回復をめざすだけでなく、すべてのライフステージにおいて医療、教育、福祉、労働等多方面から障がいの程度に即した適切な支援を行い、全人的な可能性の追求をめざす総合的な体系です。この過程の一環として、障がいの軽減を図り障がいのある方の自立を促進するため、リハビリテーションの充実を図ります。

乳幼児期における必要なリハビリテーションとしては、療育訓練として、主に留萌市子ども発達支援センター（留萌南部地域幼児療育通園センター：1市2町による共同設置）と連携して実施しています。

第4節 福祉サービスの充実

障がいのあるすべての方が健やかで、地域で自立して豊かに暮らせる社会の実現に向けて、利用者本位の考え方に立って、個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、サービスの量的・質的充実に努めるとともに、自立した生活の確立の支援が必要です。また、日常生活の中でできるだけ自立して暮らせるような様々な援助も必要となります。それには、補助具や日常生活用具などハード面の援助とホームヘルパーや入浴サービスなどのソフト面での援助があります。それぞれの障がい、生活形態にあわせ、さまざまな「援助」つまり「サービス」が受けられることが必要です。

障がいの種別に関係なく、障がいのある方々が必要とするサービスを利用でき、地域で生活することが可能となるよう支援していきます。

また、関係機関、福祉サービス事業者、各種施設等によるネットワーク体制の確立と総合的な福祉サービスの供給に努めます。

1.訪問系サービスの充実

障がいの重度化・重複化や、障がいのある方・介助者及び援助者の高齢化に伴い、家族の介護能力を超える場合が考えられ、地域での生活を支援するために、訪問系サービスの一層の充実を図る必要があります。

障がいのある方の利用ニーズを把握し、適切なサービスを利用できるよう努めるとともに、サービス提供事業者へ、専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけていきます。

2.日中活動系・居住系サービスの充実

障がいの程度や社会適応能力などにより、生活形態を選択できるようなグループホームといった生活の場の充実を図ることや創作的活動や生産的活動の機会などを提供する生活介護事業所、一般就労への移行を目的にした作業所など、障がいのある方が地域で安心して主体的に生活を営んでいけるよう、日中活動の場の拡充を支援します。

3.地域生活支援事業の充実

相談支援体制の充実はもちろんのこと成年後見制度利用支援事業やコミュニケーション支援事業の強化、また、障がいのある方が余暇活動や社会参加、または日常の生活において円滑に外出できる移動支援事業、障がいのある方が安定した日常生活を送るため、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付と事業の周知に努めます。

4.ケアマネジメントの充実

障害福祉サービスの利用にあたっては計画相談支援及び障がい児相談支援において障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細やかな支援を行います。

第5節 施設福祉サービスの充実

障がいのある方が、施設等から地域生活への移行を推進するためには、保護者、関係者及び地域住民の地域福祉への理解を促進するとともに、その方の意向を尊重しつつ、地域での生活を念頭に置いた社会生活適応力を高めるための拠点づくりが必要となります。

施設サービスに対するニーズの多様化とともに、地域における在宅福祉のニーズの高まりにより、施設機能を活用した短期入所・日中一時支援・ボランティアの受け入れ等、地域に開かれたサービスの展開も求められています。

1.施設福祉サービスの充実

障がいのある方の日中活動の場の整備を図り、地域に根ざした福祉体制の確立と、地域住民の理解と交流の一層の促進をめざします。

既存の支援施設を活用し、各種在宅サービスを提供する在宅支援の拠点として地域の重要な資源と位置づけ、活用します。

また、障がいのある方等の高齢化や「親亡き後」に備えるとともに地域移行を進めるため、近隣市町村との連携も含め、地域生活支援拠点の整備に努めます。

第6節 療育・教育

障がい児の発達レベル、障がいの状況は多種多様であり、子どもたちはそれぞれ多様な療育・教育ニーズを持っています。そのため、社会的に自立した生活をめざして、一人ひとりの障がいの種類、程度、能力、適性等に応じた適切な指導が受けられるよう、必要な諸条件の改善が必要です。

障がいのある方一人ひとりが社会の一員として主体性を発揮し、生きがいのある生活を送れるよう、それぞれの障がいの状況に応じた適切な療育及び教育を充実するとともに、生涯にわたり多様な学習の機会を確保されなければなりません。

1.療育機能の充実

障がいをもつ児童や発達遅れの疑いが認められる児童は、留萌市子ども発達支援センター（留萌南部地域幼児療育通園センター：1市2町による共同設置）に通園し、専門の指導員の指導を受けられるよう支援体制を図っていますが、障がいを持った児童の子育てに関する相談体制の充実を図るとともに、早期療育・発達相談体制の充実を図ります。

2.障がい児教育の充実

障がいのある児童に最も適した教育が受けられるよう相談・指導体制の整備に努めるとともに、教育現場においては特別支援教育連携協議会が設置され適切な指導体制・環境改善に努めており、一層障がい児教育に対して正しい理解が得られるよう、保護者等に啓発活動を図るとともに、社会教育と連携を図りながら、生涯にわたり学習活動を享受できる環境づくりに努めます。

3.生涯学習の促進

誰もが豊かな生活を送っていくことが必要であり、特に、外出機会の少ない障がいのある方も積極的に社会参加を行い、それぞれのニーズと好みに合わせた学習、スポーツ、文化活動を行える機会や場の設定が必要です。障がいのある方のニーズに対応した、学習、文化、スポーツ活動を促進するために、多様な学習活動に参加できる機会の提供を図ります。

第7節 雇用・就労の促進

障がいのある方自身の努力や意欲的な活動を実現するうえで、障がいのある方が安心して仕事に就ける場や機会を確保することはとても重要なことであり、ひいては障がいのある方の自立を促進することになります。障がいのある方が職業的自立をするということは、社会の一員としての自覚を持つ社会的側面、生計を維持する経済的側面、生きがい等の精神的側面という3つの側面を持ち、どの側面からみても職業的自立は大切であり、就労が重要な課題と考えます。

「障害者総合支援法」では、働く意欲や能力のある障がいのある方に対する就労支援が大きな柱にされており就労移行支援をはじめ、福祉分野と雇用分野とが連携した就労支援や精神障がい者の雇用促進等が掲げられています。

1.雇用の促進

障がいのある方は就職したくてもなかなか就職できない厳しい状況にあるため、障がいのある方の雇用を促進し、公共職業安定所などと連携し雇用の促進を図ります。

また、関係機関等と連携を図りながら、事業主に対して障がいのある方の雇用の啓発活動を行い、一層の理解と支援が得られるよう努めます。

2.就労の支援

就労支援事業所への通所に要する交通費の助成を継続して実施します。

また、町内の就労支援事業所による地元素材を活かした製品づくりを通じて地域産業の振興を図る活動を行っているほか、障がい者優先調達方針に基づき、優先的に障がい者就労施設等から物品の調達に努めます。

今後も、支援体制の強化に努め、地域と連携を図りながら施設の充実に努めます。

第8節 住みよい福祉のまちづくり

障がいのある方や高齢者が地域の中で安心して生活できるとともに、より積極的な社会参加ができるよう、障がいのある方などの特性やニーズに対応した総合的なまちづくりに取り組むよう努めます。

1.生活施設の整備

障がいのある方が地域の中で安心して生活できるように、公共施設等の整備改善を図るとともに、住宅等の整備改善を推進します。

2.バリアフリー化の促進

現代社会における各種施設においては、段差解消や手すりの設置が進められております。障がいのある方だけではなく誰もが利用しやすい公共施設になるようバリアフリー環境の整備促進に努めます。

3.防災対策の充実

障がいのある方が安心して暮らせる社会を実現するため、関係団体、住民等の連携による支援体制を確立するとともに、障がいのある方の状況、特性に応じた防災対策が的確に講じられるよう、支援体制を整備します。また、防災知識の普及など町民意識の高揚に努めます。

第9節 スポーツ・レクリエーション・文化活動

障がいのある方のゆとりや生きがいのある生活の実現のためには、社会参加が重要です。その1つとして、スポーツやレクリエーション・文化活動への参加が有効な手段として考えられます。

障がいのある方が日常生活の中で気軽にいろいろなスポーツや文化・レクリエーション活動を楽しみ、地域の人々とのふれあいの場となるよう内容・機会の充実を検討します。

また、指導者などの人材育成を推進していきます。

1.スポーツ・レクリエーションの振興

スポーツ・レクリエーションの振興を図るため、関係団体等と連携を図りながら、障がいのある方が楽しく参加できる体制づくりを推進します。

2.文化活動の推進

障がいのある方者が町内のイベントや芸術・文化活動に気軽に参加しやすい体制づくりを推進するとともに支援体制を確立します。

第10節 担い手の確保と養成

この計画を推進していくためには、庁内の担当部局が中心となり、国、道、障がい者団体、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、社会福祉協議会、社会福祉法人、民間事業者等や住民の協力が不可欠です。

また、多くの人材を必要とすることから、人材の確保と養成が必要と考えます。

1.職員の確保と養成

心のこもったサービスを提供するため、社会福祉士等の専門分野での専門的な人材の確保と養成することが必要と考えます。

2.ボランティア活動の推進

町民のボランティア活動に対する理解を深め、いつでも・誰でも・どこでも、気軽に喜びを持って、ごく自然に助け合う社会の形成をめざします。

今後は、より多くの人々がボランティア活動に参加するよう、ボランティアの育成や普及啓発などを支援します。

第4章 障がい福祉計画（第6期）

基本的な考え方

障害者総合支援法に基づき策定される「障がい福祉計画」は、国や道から示される基本的な指針に即し、各年度における障がい福祉サービス等の必要な見込量やサービス提供体制の確保方策等を示すものです。

第6期計画はこれまでの障がい者施策の成果を踏まえつつ、国や北海道の動向も注視し、「第6期北海道障がい福祉計画」との整合性を図りながら、サービス見込量やその確保方策等について定めることとします。

サービスの体系

区分	障がい福祉サービス		地域生活支援事業
	介護給付	訓練等給付	
訪問系	<ul style="list-style-type: none"> ● 居宅介護 ● 重度訪問介護 ● 同行援護 ● 行動援護 ● 重度障害者等包括支援 		<ul style="list-style-type: none"> ● 理解促進研修・啓発、自発的の活動支援事業 ● 相談支援事業 ● 成年後見制度利用支援事業 ● 意思疎通支援事業
日中活動系	<ul style="list-style-type: none"> ● 療養介護 ● 生活介護 ● 短期入所 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自立訓練（機能訓練） ● 自立訓練（生活訓練） ● 宿泊型自立訓練 ● 就労移行支援 ● 就労継続支援A型 ● 就労継続支援B型 ● 就労定着支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活用具給付事業 ● 移動支援事業 ● 地域活動支援センター事業
居住系	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設入所支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同生活援助（グループホーム） ● 自立生活援助 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画相談支援・地域相談支援（地域移行・地域定着） ● 自立支援医療 ● 補装具 		

サービス種別の内容

1.障がい福祉サービス

訪問系サービス

■ 居宅介護

居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にかかる援助を行います。

■ 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する方に、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護を総合的に行います。

■ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある方などにつき、外出時において、その障がいのある方に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。

■ 行動援護

知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有する方で、常時介護を要する方に行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他の行動する際の必要な援助を行います。

■ 重度障害者等包括支援

寝たきり状態などの介護の必要性が特に高い方を対象に、居宅介護（ホームヘルプ）などの複数のサービスを組み合わせて包括的に支援を行います。

日中活動系サービス

■ 療養介護

病院等への長期の入院による医療的ケアと常時の介護を必要とする方に対し、病院等において食事や入浴等の介護を行うとともに、日常生活上の相談支援やレクリエーション支援など、身体能力や日常生活能力の維持・向上に向けた支援を行います。

■ 生活介護

常に介護等の支援が必要な方に対し、食事や入浴、排せつ等の介護や軽作業等の生産活動や創作的活動の機会を提供するなど、身体能力、日常生活能力の維持・向上を図るための支援を行います。

■ 自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で、一定の支援が必要な身体障がいのある方又は難病患者の方などに対し、身体能力・生活能力の維持・向上等のための歩行訓練や家事等の訓練を行います。また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関との連絡調整等の支援を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を行います。

■ 自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で、一定の支援が必要な知的障がいのある方・精神障がいのある方に対し、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援を行います。また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関との連絡調整等の支援を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を行います。

■ 宿泊型自立訓練

自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方で、家事等の日常生活能力向上のため、一定期間、居室その他の設備を利用させ、地域生活への移行に向けた支援を行います。

■ 就労移行支援

一般就労等を希望している方に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

■ 就労継続支援 A 型

一般企業での就労が困難な方に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、就労に向けた支援を行います。

■ 就労継続支援 B 型

一般企業等の雇用に結びつかない方や一定年齢に達している方などに対し、雇用契約を結ばない就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、就労に向けた支援を行います。

■ 就労定着支援

一般就労した障がいのある方について、一定の期間にわたり就労の継続を図るために必要な事業主、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整等を行う。

■ 短期入所

自宅で介護する方が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

居住系サービス

■ 施設入所支援

施設に入所している方に、入浴や排せつ、食事の介護などの支援を行います。

■ 共同生活援助（グループホーム）

地域生活を営む上で支援を必要とする方に対し、共同生活の場において、家事等の日常生活上の支援や相談支援を行います。

■ 自立生活援助

障害者支援施設やグループホームなどから一人暮らしへの移行を希望する方において、一定の期間にわたり、定期的な訪問や随時の対応により適切な支援を行います。

相談支援

■ 計画相談支援

支給決定の前にサービス等利用計画案を作成するとともに、一定の利用期間ごとにサービスなどの利用状況のモニタリングを行います。

■ 地域移行支援

施設入所している方又は入院している精神障がいのある方を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、地域生活や地域生活の準備などの地域移行支援を行います。

■ 地域定着支援

施設や病院から地域生活へ移行した方や家族との同居から一人暮らしに移行した障がいのある方に対し、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に常時相談や対応を行います。

2.地域生活支援事業

■ 理解促進研修・啓発、自発的活動支援事業

障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、研修・啓発を通じて理解を深めてもらい、その自発的な取り組みへの支援を行います。

■ 相談支援事業

障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人や保護者、介護者などからの相談に応じるとともに、必要な情報の提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。

■ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい又は精神障がいのある方に対して権利擁護を図ることを目的として制度の利用を支援を行います。

■ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方に対し、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行うなど、意思疎通を円滑にするための支援を行います。

■ 日常生活用具給付事業

重度の障がいのある方に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

■ 移動支援事業

地域における自立生活及び社会参加を促すために、屋外での移動が困難な障がいのある方に対し、外出のための支援を行います。

■ 地域活動支援センター事業

利用者に創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

障がい者の自立に向けた基本目標

本計画では、障がいのある方の地域生活移行や就労支援に関する目標数値について、国の指針を踏まえつつ本町の実情に応じて、推計することとしています。推計にあたっては、過去の推移、数値の増減傾向を予測判断し、令和5年度を最終目標年度として数値目標を設定します。

1.福祉施設の入所者の地域生活への移行

〈国の基本方針〉

- ・令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行すること。
- ・令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減すること。

〈小平町の目標〉

令和元年度末時点での施設入所している方のうち、グループホーム等の地域生活へ移行することが見込まれる方の数値目標を設定します。

事 項	数 値	備 考
入所者数 (A)	11人	
目標年度地域生活移行者数 (B)	1人	令和元年度末の施設入所者数の6%以上が、地域生活へ移行することを基本として、地域の実情を踏まえて設定
目標年度減少見込数 (C)	1人	令和5年度末の施設入所者数が、令和元年度末の施設入所者から1.6%以上減少することを基本として、地域の実情を踏まえて設定
	9.1%	

2.精神障がいの方にも対応した地域包括ケアシステムの構築

〈国の基本方針〉

- ・精神障がいのある方の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする。
- ・精神病床の1年以上の入院患者数を10.6万人～12.3万人とする。(平成30年度と比べて6.6万人～4.9万人減)
- ・退院率を3ヶ月後69%以上、6ヶ月後86%以上、1年後92%以上とする。

〈小平町の目標〉

留萌圏域地域生活移行支援協議会との連携をより密にし、精神障害のある方の地域移行支援を図ることができようよう、地域包括ケアシステムの構築に努めます。

3.地域生活支援拠点等が有する機能の充実

〈国の基本方針〉

- ・令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証・検討する。

〈小平町の目標〉

地域における障がいのある方の生活支援のため、相談や体験の機会・場の提供や、緊急時の受入・対応などの機能を集約した拠点（地域生活支援拠点）が令和2年度に圏域で整備されましたが、障がい福祉を取り巻く環境は日々変化していくため、都度あり方を検討・見直ししながら、圏域で柔軟に対応していきます。

4.福祉施設から一般就労への移行等

〈国の基本方針〉

- 令和5年度中に就労移行支援事業などを通じた一般就労への移行者数を、令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とし、併せて、それぞれに係る移行者数の目標値を定めることとする。
 - 就労移行支援事業（1.30倍以上）
 - 就労継続支援A型（1.26倍以上）
 - 就労継続支援B型（1.23倍以上）
- 令和5年度における就労移行支援事業などを通じた一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

〈小平町の目標〉

町内企業や小平町の公的施設及び関係福祉施設などと連携を密にし、令和5年度末までに1名以上の一般就労への移行を目標とします。

事 項	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援等利用見込み	0人	0人	1人

5.相談支援体制の充実・強化等

〈国の基本方針〉

- 令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

〈小平町の目標〉

基幹相談支援センターの運営を委託しているNPO法人との連携を強化し、年に1回以上の指導・助言等を行うこととします。また、圏域で構成する留萌南部地域自立支援協議会とも連携を密にし、相談支援体制の強化に努めます。

6.障がい福祉サービス等の質の向上

〈国の基本指針〉

- ・障がい福祉サービスなどの質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

〈小平町の目標〉

障がい福祉サービスを利用している方々の声に耳をかたむけ、提供されているサービスについて適宜関係機関などとともに評価し、障がいのある方により満足してもらえる障がい福祉サービスが提供されるよう努めます。

障がい福祉サービス

1.障がい福祉サービスの必要量の見込

日中活動系・居住系サービス

日中活動系・居住系サービスについては、令和3年2月時点の利用者数を基礎として、障がい者のニーズ等を踏まえて一人当たり利用量を乗じた量を勘案して定めます。

日中活動系サービスの1ヶ月当たりの見込

サービス体系	単位	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	利用者数(人)	0人	0人	0人	0人
	利用量(人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日
生活介護	利用者数(人)	12人	13人	13人	13人
	利用量(人日/月)	273人日	276人日	276人日	276人日
自立訓練（機能訓練）	利用者数(人)	0人	0人	0人	0人
	利用量(人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日
自立訓練（生活訓練）	利用者数(人)	0人	0人	0人	0人
	利用量(人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日
宿泊型自立訓練	利用者数(人)	0人	0人	0人	0人
	利用量(人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日
就労移行支援	利用者数(人)	0人	0人	0人	0人
	利用量(人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日
就労継続支援（A型）	利用者数(人)	0人	0人	0人	0人
	利用量(人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日
就労継続支援（B型）	利用者数(人)	24人	27人	27人	27人
	利用量(人日/月)	480人日	621人日	621人日	621人日
就労定着支援	利用者数(人)	0人	0人	0人	0人
短期入所（福祉型）	利用者数(人)	0人	1人	1人	1人
	利用量(人日/月)	0人日	10人日	10人日	10人日
短期入所（医療型）	利用者数(人)	0人	0人	0人	0人
	利用量(人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日
合計	利用者数(人)	36人	41人	41人	41人
	利用量(人日/月)	753人日	907人日	907人日	907人日

居住系サービスの1ヶ月当たりの見込

サービス体系	単位	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数(人)	0人	1人	1人	1人
施設入所支援	利用者数(人)	11人	12人	12人	12人
共同生活援助	利用者数(人)	12人	13人	13人	13人

訪問系サービス

訪問系サービスについては、居宅介護（ホームヘルプサービス）を中心に令和3年2月時点の利用者数を基礎として、一人当たり利用量を乗じた量を勘案して定めます。

訪問系サービスの1ヶ月当たりの見込

サービス体系	単位	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	利用時間数(時間/月)	41時間	47時間	47時間	47時間
	利用者数(人)	4人	5人	5人	5人

相談支援

相談支援については、令和3年2月時点の利用者数を基礎として定めます。

相談支援の年間の見込

サービス体系	単位	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実利用者数(人)	39人	40人	40人	40人
地域移行支援	実利用者数(人)	0人	0人	0人	0人
地域定着支援	実利用者数(人)	0人	0人	0人	0人

2.必要量確保のための方向

日中活動系・居住系サービス

- 日常生活における食事や入浴、排泄等の生活介護を必要とする障がいのある方に対する日中活動の場の拡充を図り、これまで同様にサービスが円滑に提供されるよう、利用者の意向にそって支援していきます。
- 自立と社会経済活動への参加に向け、就労支援を行い、必要な訓練及び創作的な場の提供を行っていきます。
- 障がいのある方の雇用・職場定着を促進する公共職業安定所と連携し、雇用・就労を支援します。
- 短期入所については、提供事業所と連携を図り、必要なニーズ量に対応していきます。
- 既存の障害者支援施設に対する支援体制の強化に努め、地域と連携を図りながら施設の充実に努めます。
- 地域生活への移行において、居住の場（グループホーム）の充実を図る必要があるため、グループホームなどを設置する社会福祉法人などの事業拡大を支援します。
- 精神障がいのある方の社会復帰のため、関係機関と連携して、社会適応訓練等の推進に努めます。

訪問系サービス

- 障がい特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、サービスの充実を図っていきます。
- サービス提供事業者との緊密な連携を図り、障がいのある方などの意向その他の事情に応じ適切に利用できるような努めます。

相談支援

- 相談支援については、福祉に関する様々な問題について障がいのある方などからの相談に応じる体制の整備に加え、支援を必要とする場合には、サービス利用の調整・モニタリングなどの支援が提供されるよう調整を図ります。

その他の推進事項

- 小平高等養護学校の卒業者に対する一般就労等に係る取り組みを推進します。

地域生活支援事業

1. 地域生活支援事業の必要量の見込

地域生活支援事業については、令和3年2月時点の利用者数と新たにサービス利用が見込まれる者の数を見込んだ上で定めます。

事業名	単位	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 理解促進研修・啓発事業	実施の有無		無	無	無
2 自発的活動支援事業	実施の有無		無	無	無
3 相談支援事業					
① 障害者相談支援事業	箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有
② 市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有
③ 住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無
4 成年後見制度利用支援事業	利用者数	1 人	2 人	2 人	2 人
5 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無
6 意思疎通支援事業					
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人
② 手話通訳者設置事業	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人
7 日常生活用具給付事業					
① 介護・訓練支援用具	件数	0 件	0 件	0 件	0 件
② 自立生活支援用具	件数	0 件	0 件	0 件	0 件
③ 在宅療養等支援用具	件数	5 件	1 件	1 件	1 件
④ 情報・意思疎通支援用具	件数	0 件	0 件	0 件	0 件
⑤ 排泄管理支援用具	件数	62 件	72 件	72 件	72 件
⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件数	0 件	0 件	0 件	0 件
8 手話奉仕員養成研修事業	登録者数	0 人	0 人	0 人	0 人
9 移動支援事業	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人
	延べ利用時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
10 地域活動支援センター事業					
① 自市町村所在分	箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人
② 他市町村所在分	箇所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人

2.地域生活支援事業の必要量確保のための方向

1. 理解促進研修・啓発事業

- 障がいなどのある方への理解を深めるために、地域社会の住民に対して研修や啓発活動を実施するよう努めます。

2.自発的活動支援事業

- 障がいのある方へのボランティア活動など、障がいのある方やその家族に対して、地域住民等が自発的に行う活動に対して支援するよう努めます。

3.相談支援事業

- 障がいのある方の相談指導やリハビリテーション、情報提供等を総合的に行うことのできる基幹相談支援センター業務を委託により実施し、相談支援事業の充実を図ります。
- 医療・福祉サービス圏域が共通する留萌南部地域における様々な支援機関との連携を図るため留萌南部地域自立支援協議会との連携を図ります。

4.成年後見制度利用支援事業

- 身寄りのない重度の知的障がい又は精神障がいのある方で、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な方を対象に、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある方の権利擁護を図ることを目的として実施していきます。

5. 成年後見制度法人後見支援事業

- 権利擁護を図るために、成年後見制度における業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するように努めます

6. 意思疎通支援事業

- 障害のある方と障害のない方との交流を促進する手段として、利用しやすい雰囲気や環境づくりを進め、利用の促進を図ります。

7.日常生活用具給付事業

- 重度障がいのある方を対象に、日常生活上の困難を解消するための用具を給付します。

8. 手話奉仕員養成研修事業

- 手話通訳者、要約筆記者の人材確保及び育成等に努めます。

9.移動支援事業

- 障がいのある方の多様な活動、社会参加や自己実現を支える重要なサービスとして、今後においても支援の充実を図ります。

10.地域活動支援センター事業

- 障がいのある方の通所により、創作的活動の機会を提供するとともに社会参加及び交流の促進を図り、障がいのある方の自立に向けた取り組みを推進します。

第5章 障がい児福祉計画（第2期）

サービス種別の内容

1.障がい児サービス

障害児通所支援

■ 児童発達支援

通所により、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

■ 医療型児童発達支援

上肢、下肢、体幹の機能に障がいのある児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。

■ 放課後等デイサービス

学校授業終了後や休業日に、通所により生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。

■ 保育所等訪問支援

指導経験のある児童指導員や保育士が保育所などを訪問し、障がいのある児やスタッフに対し、障がいのある児童が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

■ 居宅訪問型児童発達支援

障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童につき、発達支援が提供できるよう、障がいのある児童の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

障害児相談支援

■ 障害児相談支援

障がいのある児童が通所の利用をする際、障害児支援利用計画の作成を支援します。また、通所支援開始後は、モニタリングを行うなどの支援を行います。

障がい児サービス

1.障がい児サービスの必要量の見込

障害児通所支援

障害児通所支援については、「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」を中心に令和3年3月時点のサービス利用者数を基礎として、一人当たり利用量に乗じた量を勘案して定めます。

障害児通所支援の1ヶ月当たりの見込

サービス体系	単位	令和元年度 実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数(人)	4人	4人	4人	4人
	利用量(人日/月)	17人日	16人日	16人日	16人日
放課後等デイサービス	利用者数(人)	10人	11人	11人	11人
	利用量(人日/月)	14人日	16人日	16人日	16人日
保育所等訪問支援	利用者数(人)	0人	0人	0人	0人
	利用量(人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日
医療型児童発達支援	利用者数(人)	0人	0人	0人	0人
	利用量(人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日
居宅訪問型児童発達支援	利用者数(人)	0人	0人	0人	0人
	利用量(人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日
合 計	利用者数(人)	14人	15人	15人	15人
	利用量(人日/月)	31人日	32人日	32人日	32人日

障害児相談支援

障害児通所支援については、令和3年3月時点の利用者数を基礎として定めます。

障害児相談支援の年間の見込

サービス体系	単位	令和元年度 実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実利用者数(人)	14人	15人	15人	15人

2.必要量確保のための方向

障害児通所支援

- 対象児童の早期発見と早期からの療育を進めるために、保健師や医療機関、幼稚園など関係機関との連携体制を確保するとともに障がいのある児童及びその家族に対して、乳幼児期から中学校卒業まで一貫した支援を提供できる場として、障害児通所支援等（児童発達支援や放課後等デイサービス等）の確保に努めます。

障害児相談支援

- 保護者からの相談に応じる体制の整備に加え、支援を必要とする場合には、サービス利用の調整・モニタリングなどの支援が提供されるよう調整を図ります。

3.障がい児支援の提供体制の整備等

〈国の基本方針〉

- 令和5年度末までに、各市町村又は圏域1箇所以上の児童発達支援センターの設置を基本とする。また、各市町村又は各圏域に設置した児童発達支援センターが保育所等訪問を支援できる体制を構築することを基本とする。
- 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に1箇所以上確保することを基本とする。
- 令和5年度末までに、保健・医療・障害福祉・保育・教育などの関係機関などが連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児などに関するコーディネーターを配置することを基本とする。

〈小平町の目標〉

留萌市子ども発達支援センター（留萌南部地域幼児療育通園センター：1市2町による共同設置）との連携を強化し、より良い障がい児サービスが提供されるよう努めます。また、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保や、医療的ケア児などに関するコーディネーターの配置については、関係機関と協議し、都度検討します。

第6章 推進体制の整備

本計画の実施にあたっては、保健・医療・福祉・教育・労働・生活環境など広範分野や、国、道、関係団体などとの密接な連携のもとに、障がい者施策の総合的・効果的な推進を図る必要があります。障がいのある方のライフステージに応じて総合的なサービスを提供するためには、最も障がいのある方の生活に密着している保健・医療、福祉をはじめとした関係分野の連携と関係機関のネットワーク化が重要です。

第1節 庁内体制の整備と連携

障がいのある方が役場などに来庁した際、不便や不安を感じることをないように合理的配慮の提供を行うよう、職員の資質と向上を図るとともに、来庁者が最初に訪れた窓口ですべての用事が済むよう、関係各課との連携を図りながら、総合的に取り組んでいきます。

第2節 推進体制の整備

高度情報化、少子化、核家族化の進展などにより、隣人関係や地域での人間関係が弱まりつつあります。地域に住む方々が互いに助け合い、生きがいと思いやりを持って暮らすことができる地域社会をつくるためには、町民一人ひとりの自主的な福祉活動の実践が求められています。そのため、すべての方が可能な限り住み慣れた家庭や地域で安心して暮らしつつげられるよう、思いやりとぬくもりのある地域社会の形成をめざします。

1.民間との連携と地域福祉の推進

福祉サービスの提供や福祉のまちづくりでは、民間企業、民間病院等の協力が不可欠であり、障がい者団体、社会福祉協議会、医師会、経済団体、ボランティア団体等とのネットワーク化を進めます。

2.地域福祉の推進

福祉活動の中核となる社会福祉協議会、ボランティア団体など各種福祉団体の充実・強化と活動拠点の整備を図ります。また、行政と地域をつなぐ民生委員・児童委員等が地域に密着した活動を行えるよう、環境づくりを推進します。